

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和7年4月22日(2025.4.22)

【公開番号】特開2024-116707(P2024-116707A)

【公開日】令和6年8月28日(2024.8.28)

【年通号数】公開公報(特許)2024-161

【出願番号】特願2023-22477(P2023-22477)

【国際特許分類】

A 6 1 M 25/10 (2013.01)

10

【F I】

A 6 1 M 25/10 5 5 0

A 6 1 M 25/10 5 1 0

【手続補正書】

【提出日】令和7年4月11日(2025.4.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

バルーンカテーテルに使用されるバルーンにおいて、

前記バルーンの外周面に、1つ又は複数のカッティングブレードが前記バルーンの長手方向と平行に設けられており、

前記カッティングブレードの長手方向のいずれかの端部には、前記カッティングブレードの端部の高さと同じ高さ、又は前記カッティングブレードの端部の高さよりも高く形成された端部形成部が設けられていることを特徴とするバルーン。

【請求項2】

前記端部形成部は、カッティングブレードの刃先端部の一部を被覆するように形成されていることを特徴とする請求項1記載のバルーン。

【請求項3】

前記端部形成部は、先端側に向かって徐々に高さが低くなるように形成されていることを特徴とする請求項1に記載のバルーン。

【請求項4】

前記カッティングブレードは、樹脂製のベース部に取り付けられており、前記端部形成部は、前記ベース部と一体に成形されていることを特徴とする請求項1に記載のバルーン。

【請求項5】

前記カッティングブレードは、長手方向に複数に分割して形成されていることを特徴とする請求項1に記載のバルーン。

【請求項6】

前記カッティングブレードは、金属製ブレードと樹脂製ブレードが交互に配置されていることを特徴とする請求項1に記載のバルーン。

【請求項7】

前記カッティングブレードは、バルーンの長手方向に対して離間して配置されていることを特徴とする請求項1に記載のバルーン。

【請求項8】

請求項1から7のいずれか1項に記載のバルーンを有するバルーンカテーテル。

40

50